



海津市避難所運営ガイドライン【概要版】

海津市避難所運営ガイドラインは、大規模な災害が発生し長期にわたる避難所生活をしなければならない場合に、避難住民と海津市が協力して円滑な避難所の運営をするための手引として活用することを目的としています。この概要版は、ガイドラインのうち、大まかな趣旨や流れなどをまとめたものです。

基本方針 <避難所運営ガイドライン> P4～P13

4つの基本方針に基づき、避難所開設・運営・撤収の流れをまとめています。

避難所は、地域の人々の安全を確保し、被災者が生活再建を始めるための防災拠点となることを目指しています。長期にわたる避難の場合、海津市による支援には限界があり、避難者の方々が自ら活動していただかなければなりません。この基本方針は、避難所とはどういったものかを記載しています。

①避難所は被災者に安全・安心を提供し地域の防災拠点となります

- ・大規模な災害が発生した場合、家屋が損壊したりライフラインが停止したりして、自宅での生活が困難になる被災者の方がでてきます。そのときに**安全な避難場所・生活場所となるのが避難所**です。

②避難所はライフラインの復旧後に、順次統廃合され自立を支援します

- ・ライフラインが復旧した頃から、**避難所は順次統廃合**されます。家屋が損壊し住む場所をなくした方々に対しては、応急仮設住宅等に対応することとなります。

③避難所は避難者の自力再建が原則となります

- ・長期的な避難所生活をする場合、避難所では、**避難者が自主的に避難所を運営**することとなります。避難者の負担が過度に集中することを防ぐため、運営に関する役割を交替したり、当番制にするなど避難者同士でルールを作ることが必要です。

④災害対策本部は避難所の後方支援を行います

- ・海津市の災害対策本部は、各避難所と連絡を取り合い食料などの必要な物資の提供を行います。また、屋外避難者や在宅避難者についても支援を行います。

避難所運営ガイドラインは、

避難所を開設・運営するときに

「具体的にどの時点で ・ 何をするのか」

などが記されています！

◆ 避難所の開設・運営・撤収の流れ ◆

避難所を開設・運営するとき、避難者の皆さんと、海津市相互の協力を欠かすことができません。ここでは、避難者の皆さんにどう動いていただきたいか、市がどのような支援をしていくのかを役割ごとに記載しています。

・避難所の開設

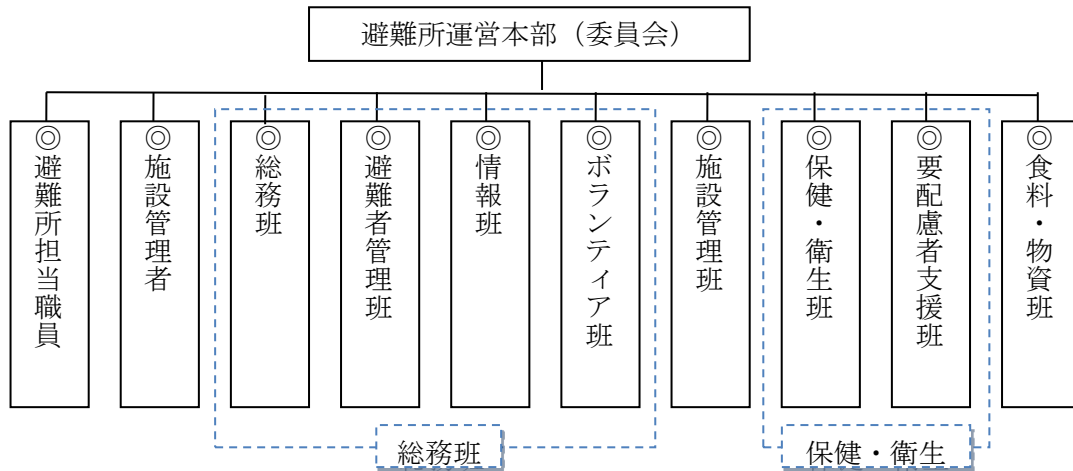
＜避難所運営ガイドライン＞P14～P18

施設の安全確認をします	シート・資料・様式編
避難所運営組織を立ち上げ、近隣協力者、施設管理者、避難所担当職員が協力して施設の安全とライフラインの確認をします。	シ ー ト ①～⑥ 様 式 ①-1.①-2
避難所の開錠、避難スペースを指定します	シート・資料・様式編
避難所運営組織は施設の安全が確認できたら解錠し、避難・立入禁止スペースを指定します。 [立入禁止スペース：校長室、職員室、理科実験室等の特別教室 及び避難所運営組織が活動するスペース]	シ ー ト ①～④ 資 料 ①～③
外部への連絡手段を確保し本部へ連絡します	シート・資料・様式編
避難所運営組織（総務班）は連絡手段を確保し、災害対策本部に避難所の状況を報告します。（避難所の開設、避難者の概数など）	シ ー ト ①～③ 様 式 ⑦
避難者を受け入れます	シート・資料・様式編
避難所運営組織（総務班）は受け入れる避難者の氏名、人数などを把握します。（避難者から災害の状況を聴いて、災害対策本部へ報告）	シ ー ト ①～③ 様 式 ②-1.②-2.③
名簿登録、避難者の取りまとめをします	シート・資料・様式編
避難所運営組織（総務班、施設管理班）が協力して、避難スペースを確保し、避難者に世帯・家族単位で登録してもらいます。また、近隣の避難者ごとにまとめた避難者の組を編成し、区分けした避難スペースに、避難者を受け入れます。	シ ー ト ①～⑤ 様 式 ④-1.④-2 ⑤-1.⑤-2
負傷者の対応をします	シート・資料・様式編
避難所運営組織（保健・衛生班）は避難所内に医務室を設け、傷病者の応急手当をします。傷病者名簿、要配慮者名簿の作成をします。	シ ー ト ①～⑤ 様 式 ⑰.⑱.⑲
食料等の確認、配給をします	シート・資料・様式編
避難所運営組織（施設管理班、食料・物資班）は食料、水の状態を確認し、避難者に配給する準備を行います。食料や水は、避難世帯ごとに配給します。	シ ー ト ①～⑥ 様 式 ⑦.⑮

・避難所の運営

＜避難所運営ガイドライン＞ P19～P26

特に災害発生後2日目以降の避難所運営は、避難者が主体となった避難所運営本部（委員会）が行います。この避難所運営本部（委員会）の中での役割をもとに、具体的な業務をしていきます。



※災害の大きさ・避難所の規模によって、班を統合・分割して対応します

各活動班の主な活動内容

＜避難所運営ガイドライン＞ P27～P46

<p style="text-align: center;">避難所運営本部</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 避難所運営本部の立上げ（役員選出） <input type="checkbox"/> 活動班の設置、指揮調整 <input type="checkbox"/> 運営本部会議の開催 	<p style="text-align: center;">保健・衛生班 (要配慮者支援班)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 医療活動の支援（病人、けが人の対応） <input type="checkbox"/> 避難者等の健康維持 <input type="checkbox"/> 避難所内の掃除、整理整頓 <input type="checkbox"/> 分別、ごみ収集要請などに関する対応 <input type="checkbox"/> 生活用水の確保・管理 <input type="checkbox"/> トイレの清掃当番調整など衛生管理 <input type="checkbox"/> 避難所の子供たちへの対応 <input type="checkbox"/> ペット連れ避難者への対応 <input type="checkbox"/> 要配慮者の支援 <input type="checkbox"/> 女性・子どもの安心安全の確保 <input type="checkbox"/> 要配慮者受入施設への移転支援 <input type="checkbox"/> 外国人の対応
<p style="text-align: center;">総務班 (避難者管理班・情報班・ボランティア)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 運営本部会議の事務局 <input type="checkbox"/> 避難所生活のルール作成・見直し <input type="checkbox"/> 避難者・在宅避難者の把握 <input type="checkbox"/> 地域との連携 <input type="checkbox"/> 避難者名簿の作成管理 <input type="checkbox"/> 避難所内外の情報収集・情報発信 <input type="checkbox"/> ボランティアのニーズ調査・派遣要請・受入 	<p style="text-align: center;">食料・物資班</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 食料・物資の調達 <input type="checkbox"/> 食料・物資の受入、管理、配給 <input type="checkbox"/> 炊き出し <input type="checkbox"/> 要配慮者の食事対応 <input type="checkbox"/> 生活必需品の調達
<p style="text-align: center;">施設管理班</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 危険箇所への対応 <input type="checkbox"/> 防火・防犯対策 <input type="checkbox"/> 避難所の環境改善 <input type="checkbox"/> バリアフリー対策 <input type="checkbox"/> 共用スペースの確保 	

・避難所の集約・撤収

<避難所運営ガイドライン> P25～P26

周辺のライフラインなど機能が回復し、本来の生活再開が可能となったとき、長期受入施設や避難所の段階的な集約を行ったりします。避難所運営組織は、避難者の合意づくりをします。

ライフラインの復旧情報を提供します

避難所運営本部は災害対策本部や、ライフライン事業者から復旧情報の提供を受け、避難者へ伝達します。

避難所の閉鎖時期、撤収準備等を説明します

避難所運営本部は、災害対策本部からの指示を受け、避難者へ避難所等の集約・閉鎖時期などを説明します。また、各活動班と連携して避難所の集約・閉鎖の計画書を作成します。

避難所閉鎖後の通常業務体制への準備をします

施設管理者は避難所撤収準備とともに、避難所閉鎖後の施設の本来業務の実施体制準備を進めます。

避難所集約に伴う移動の協議を行います

避難者に移動に関する理解を得て、避難所運営本部は災害対策本部と移動についての協議調整を図ります。

避難所の撤収準備をします

避難所運営本部、避難所担当職員は使用しなかった物資等を回収し、災害対策本部に回収した物資や、避難所管理に使用した記録・台帳、名簿などを引き継ぎます。

避難所を縮小、閉鎖します

避難所の閉鎖に伴い、避難所運営本部は解散します。

・事前対策

<避難所運営ガイドライン> P47～P51

- ・安全な避難のための予備知識
- ・避難所運営において配慮すべき点

事前準備

○避難所運営組織の設置

(同じ避難所に避難を想定する自主防災組織、自治会・区で設置)

[市が管理する避難所施設の鍵の貸与・管理について、市と協議する]

○避難所ごとのマニュアルの作成

(災害発生時に地域住民同士で避難所を開設、円滑な運営が出来るよう事前に協議)

- ・マニュアルに基づく避難所運営訓練の実施
- ・備蓄資機材の把握、取扱い訓練の実